

## 藤沢市地域防災計画の修正について

### 1 趣旨

本市の地域防災計画については、災害対策基本法等災害関連法令の改正等に対応するほか、防災関係機関の知見を加える等、適時、修正してきました。本年度は、神奈川県防災会議幹事からの意見を含め、防災関係機関からの最新の情報等に基づき、修正するものです。

### 2 主な修正の視点

#### (1) 神奈川県防災会議幹事意見等に基づき修正する事項

- ア 要配慮者対策への共助の視点
- イ DV、ストーカー被害に配慮した個人情報の取扱
- ウ 高潮浸水想定区域の修正時期
- エ 横浜地方気象台の意見を反映した気象情報に係る説明

#### (2) 防災関係機関との調整等により修正する事項

- ア 最新の防災協定の内容
- イ 保健衛生に関する活動の体制
- ウ 神奈川県外原子力発電所の事故対策

#### (3) その他の事項

- ア 災害等緊急時の速やかな連絡体制の構築
- イ 最新のデジタル技術等を活用した防災知識の普及・啓発
- ウ イベント等での体験を通じた防災意識の向上
- エ 土砂災害や津波に関する情報周知
- オ 時点修正や防災関係機関の組織改正等

### 3 これまでの取組と今後の予定（スケジュール）

令和4年

- |             |                               |
|-------------|-------------------------------|
| 5月18日       | 神奈川県防災会議幹事から修正意見を収受           |
| 6月30日～7月15日 | 庁内各指揮本部・各地区防災拠点本部へ意見等を照会      |
| 8月1日～9月15日  | 藤沢市防災会議委員・藤沢市防災組織連絡協議会へ意見等を照会 |

11月 2日～12月1日	パブリックコメントを実施
11月22日	藤沢市議会災害対策等特別委員会に修正案を報告
令和5年	
1月末まで	藤沢市防災会議に最終案を報告後、修正を決定
3月上旬	市民周知及び神奈川県知事へ修正を報告

#### 4 主な修正内容

##### (1) 神奈川県防災会議幹事意見等に基づき修正する事項

ア 避難行動要支援者の安否確認や避難支援について、自治会・町内会、自主防災組織、民生委員児童委員といった地域住民の共助、助け合いによる協力体制の構築の必要性を記載する。また、個別避難計画の作成に向けた体制の整備を進めることを記載する。 《各論Ⅰ第3部第8章》

イ 被災者台帳を作成する上での個人情報については、情報収集する本人から情報公開の可否を聞き取り、記載要件とする様式改正に加えて、改めてDV、ストーカー被害も念頭に置いた個人情報の取扱とするよう記載する。

《各論Ⅰ第4部第6章》

《各論Ⅱ第4部第6章》

ウ 水防法の規定に基づき、令和3年5月に相模灘沿岸における高潮浸水想定区域が指定・公表された後、同年8月に高潮浸水想定区域の一部が修正されたことを記載する。

《各論Ⅱ第1部第2章》

エ 特別警報、警報、注意報のほか、土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報といった気象情報に係る説明について、横浜地方気象台の解説内容を反映させるとともに、土砂災害に対する警戒に気象庁のキキクルを参考にすることを記載する。

《各論Ⅱ第4部第2章》

##### (2) 防災関係機関との調整等により修正する事項

ア 指定避難所以外の場所等への避難における車中泊等については、キャンピングカーや民間大規模商業施設の駐車場の活用を推進するとともに、避難生活の環境を良好に保てるよう、温食提供ができるキッチンカーの活用を図っていく等、最新の防災協定の内容を反映させる。

《各論Ⅰ第3部第6章》

《資料集》

イ 保健衛生に関する活動として、避難生活における感染症対策や、福祉避難所（一次）の避難者へのケア等に当たるため、保健師が実働できるような体制を整えることを記載する。《各論Ⅰ第４部第１０章》

ウ 原子力発電所の事故を教訓とした対策を講じることに加え、本市が大規模地震等の災害に見舞われていない状況において、静岡県浜岡原子力発電所の事故等による広域避難が実施された場合に、避難先の確保等が必要となることを記載する。《各論Ⅲ第３部第５章》

### （３）その他の事項

ア 災害等緊急時の速やかな連絡体制の構築に向け、DX（デジタルトランスフォーメーション）の視点も念頭に置き、職員参集、職員安否確認等の実効性を高めていく取組を記載する。《序論第２部第１章》

イ 最新のデジタル技術を活用したVR（バーチャルリアリティ）等の体験ができる起震車等により、現実感のある震度体験等を通じて、防災応急対策に係る知識の普及・啓発を図ることを記載する。《序論第２部第６章》

ウ 防災フェアをはじめとした様々なイベントの場を活用し、子ども同士や親子等のふれあいの中で気軽に参加しながら防災活動を身近なこととして体験することにより、防災意識の向上を図る取組を記載する。《序論第２部第６章》

エ 土砂災害特別警戒区域について、ハザードマップやチラシ等を活用して周知していくほか、津波災害警戒区域についても、津波シミュレーション等により、浸水深や基準水位等の津波に関する知識等を丁寧に説明すること等、適切な情報提供を図ることを記載する。《序論第２部第６章》

以上

（事務担当 防災安全部 防災政策課）